

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

伊是名村は沖縄本島の北方に位置し、総面積は 15.42km で伊是名島と 3 つの無人島（屋那覇島、具志川島、降神島）から成り立ち、今帰仁村運天港から 27.8Km の地点にある離島村である。

平成 27 年国勢調査による人口 1,517 人（前回 1,589 人）、生産年齢人口 860 人（前回 871 人）は、前回調査（平成 22 年国勢調査）と比較すると減少しており少子高齢化が進んでいる。

産業別従業者数（平成 27 年国勢調査）の構成は、第一次産業が 26.3%、第二次産業が 21.4%、第三次産業が全体の 52.4% という産業構造となっており、近年第三次産業の割合が高くなっている。

村内には大規模な企業はなく、大半が小規模零細企業となっている。

村の産業分野の活性化を担う生産年齢人口の減少による各産業分野の担い手確保、生産性の向上が大きな課題となっている。

(2) 目標

伊是名村は、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者、小規模事業者等の先端設備等の導入を促すことにより、設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、「豊かな生活と活力あふれるしまづくり」を目指す。

これを実現するための目標として計画期間中に 2 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定する事業者の労働生産性（導入促進計画に定めるものをいう。）が年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

伊是名村の産業は農林水産業、建設業、製造業、サービス業と多岐にわたり、様々な業種が村内の経済と雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画において、対象となる設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

伊是名村の産業は、農林水産業、建設業、製造業、サービス業と多岐にわたり、それらの事業所が村内の各地区に立地していることから、本計画の対象地域は、村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

伊是名村の産業は、農林水産業、建設業、製造業、サービス業と多岐にわたり多様な業種が伊是名村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く生産性向上を実現する必要があるので、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定を対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象にしない等、健全な地域経済の発展が配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。